

芸術作品などのご寄贈申し込みの方へ

朝光苑

この度は、芸術作品の提供を検討頂き誠に有り難うございます。
作品のご寄贈にあたり、下記の点につきましてご確認のうえご提供頂きますようお願いいたします。

記

この事業の趣旨は、広く芸術作品等の寄贈を募り、朝光苑施設内に作品などを掲出することで環境等の改善を図り、もって当苑で暮らす方、利用する方及び働く職員の心を豊かにすることを目的とするものです。

1. 寄付作品等の種類

募集等を行う作品は、絵画、写真、陶芸、創作人形などの芸術作品とし、自作他作及び大きさ等は問いません。

ただし、例として、営利を目的としたもの、評価額が著しく高価なもの、公序良俗に反するもの、その他掲出が難しいと施設長が判断した作品は受け付けできない場合があります。

2. 寄付等申出書

寄付等の受付は、寄贈申出書（様式1）により行います。

3. 掲出の期間等

ご寄贈作品は当苑内に掲出及び所蔵し、掲出作品は季節ごと（概ね3ヶ月）に入れ替え等を行います。

掲出方法については当苑で決めさせていただきます。

4. 作品の保管等

（1）ご寄贈作品は、当苑で適正に保管いたします。

（3）ご寄贈作品が経年劣化した場合の廃棄に関しましては、当苑で判断させていただきます。

5. 作品の返還等

（1）寄付を受けた作品は返還いたしません。

6. 朝光苑ホームページ掲載について

ご寄贈者の氏名及び作品の掲示風景などについてホームページ上でご紹介をさせていただきますのでご了承ください。